

1. 精神保健相談

- ・本人自身が不調に気付いていない、自宅から外に出られないなど
- ・本人の来院が困難であり、代わりに本人の不調について相談したいご家族

2. 医師面談料について（保険診療外）

- ・生命保険会社および損害保険会社関係の方
- ・法律事務所の弁護士の方
- ・患者さんが勤務している会社関係の方（患者さんと同席しない場合）
- ・患者さんが通学している学校関係の方（患者さんと同席しない場合）
- ・診療情報について医師の説明を求める方（カルテ開示）
- ・その他医療行為（診察）ではない件で医師との面談を希望される方

3. セカンドオピニオン（予約制）

- ・対象者：本人、本人の同意書を持参の家族

※未成年者の場合は、続柄の分かる書類を持参して頂く、同意書は要らない。

- ・必要書類：情報提供書

種類	現行	令和6年10月1日から
精神保健相談	3,300円／回	5,500円／30分 15分経過毎に 上記金額に2,750円 を追加
医師面談料	5,500円／30分 11,000円／30分超	
セカンドオピニオン （他院より受ける場合）	5,500円／最初の30分 5,500円／以降30分毎	

上記につきましては、保険診療外として料金を頂きます。

詳しくは医事課窓口にお尋ねください。